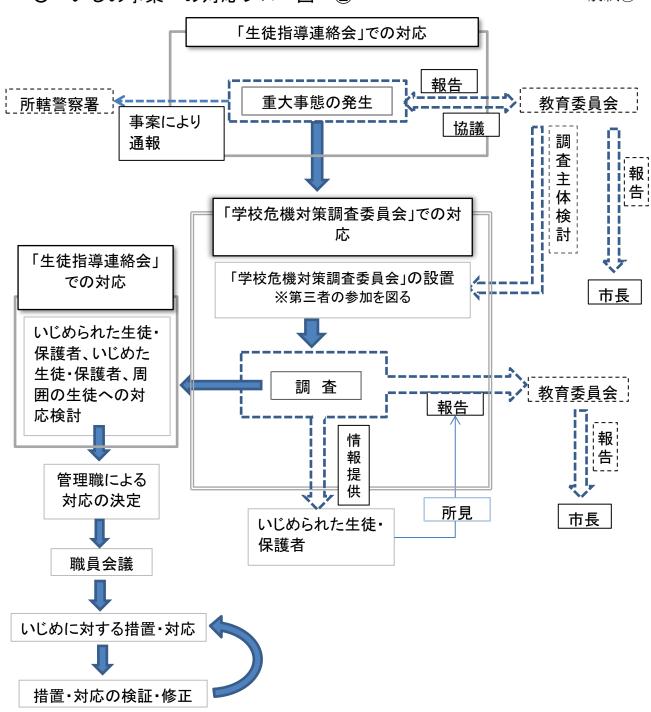


※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署 に相談・通報し連携する

## ○ いじめ事案への対応フロー図ー②

別紙②



- ※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提 出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う